歴史的建造物等ライトアップ用照明設備デザイン設計委託業務 プロポーザル募集要項

1. 目的

歴史の転換期に常にその舞台となってきた下関において、歴史的にも建築的にも重要な建造物等が多く集積している海峡沿いのエリアを、夜間景観形成上、特に重要な軸と考え、下関駅~唐戸~長府と連なるルートを「光の回廊」として設定し、唐戸を中心としたエリアから周辺部へと光のエリアを広げていくことで、波及効果の高い「夜間景観形成(光のまちづくり)」を行っている。

魅力的な夜間景観の創出を図るため、下関市夜間景観形成基本方針に基づき、 夜間ライトアップ照明の整備を通じて、まちの個性を際立たせ、下関らしい夜の 景観づくりを実施している。

現在は、新しい光源として、フルカラーにも対応できるLED照明が開発され、 省電力かつ多様な色、照らし方が可能となっており、このLED照明を利用した 照明設備のリニューアルを行うことで、魅力的な夜間景観の創出、地域の活性化、 交流人口の増加を図ることを目的とする。

本要項は、本業務のプロポーザルに係る募集要項に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うために必要な事項を定めたものである。

2. 業務概要

- (1)業務名 歴史的建造物等ライトアップ用照明設備デザイン設計委託業務
- (2)履行場所 ①山口県下関市中之町1番1号 亀山八幡宮
 - ②山口県下関市唐戸町4番11号 旧英国領事館
 - ③山口県下関市竹崎町1丁目13番10号 大歳神社
- (3)履行期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (4)契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5)業務内容 別紙「歴史的建造物等ライトアップ用照明設備デザイン設計委託 業務仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

3. 業務委託費限度額及び工事費提案限度額

- (1)業務委託費限度額 8,800千円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - ※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。
 - ※委託料の算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出すること。
 - ※業務費は照明デザイン及び照明の意匠監修のみとし、工事発注のための実施設計費及び工事費は含まない。(仕様書参照)
- (2) 工事費提案限度額 46,200千円(消費税及び地方消費税を含む。) ※委託業務の成果物を基に本市が別発注する工事は、令和6年10月頃から令和7年3月までとし、全体工事費は、既設ライトアップ照明設備等を部分的に活用

した上、3施設で46,200千円以内となるよう本業務を設計すること。

4. 日程

(1)プロポーザル実施の公告日 令和6年4月 1日(月)

(2)参加申込書等の提出期限 令和6年4月12日(金)12時まで

(3)参加資格審査結果通知 令和6年4月17日(水)までに発送

(4)質問の受付期間 令和6年4月15日(月)から

令和6年4月19日(金)まで

(5)質問に対する回答日 令和6年4月24日(水)

(6)提案書提出期限 令和6年5月 2日(木)17時まで

(7)選考結果通知 令和6年5月14日(火)までに発送

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者(法人)であること。要件を満たさないときは、応募を無効とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出日までの間、国及び地方公共団体の競争入札参加有資格者指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続 開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号に規定する 暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有す る者が事業者の代表者又は役員となっていないこと。
- (5) 過去5年間に、国又は地方公共団体が発注する建造物等(歴史的建造物・樹木・工作物・モニュメント等)のライトアップの照明デザインの実績があり、かつ、「3.業務委託費限度額及び工事費提案限度額」で示した規模相当の実績があること。

6. 参加申込手続

(1)提出書類

参加申込書(様式第1号) 1部

参加者の概要(様式第2号) 1部

ライトアップ照明デザイン業務実績調書(様式第3号) 1部

- ※記載した業務については、業務内容がわかる資料(仕様書など)があれば 添付すること。
- (2)提出方法 電子メール E-mail: keikan@city. shimonoseki. yamaguchi. jp ※「(1)提出書類」について、必要事項を記入の上、PDF化し、電子メールにより送付すること。
 - ※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。
- (3)提出期限 令和6年4月12日(金) 12時まで 必着
- (4)提出先 下関市都市整備部都市計画課景観係
- (5)参加資格審査の結果通知
 - ア 通知日 令和6年4月17日(水)

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和6年4月19日(金)正午までに都市計画課 景観係に電話で御確認ください。

- イ 通知方法 電子メール
- ウその他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内 に、書面(任意様式)により、市に説明を求めることができるものとしま す。なお、次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザル審査への参 加を無効とします。

- (ア)本要項中の「5.参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- (イ)前各号に掲げる提出書類、提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合
- (ウ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ)虚偽の内容が記載されている場合

7. 質問の受付及び回答

- (1)質問
 - ア 提出様式 質問書(様式第4号)
 - イ 提出方法 電子メール
 - ウ 受付期間 令和6年4月15日(月)~令和6年4月19日(金)まで
 - 工 提出先 下関市都市整備部都市計画課景観係
- (2)回答
 - ア 回答方法 電子メール
 - イ 回答日 令和6年4月24日(水)

8. 提案書作成方法等

(1)提出書類

照明デザイン提案書(様式5~8号以外は任意様式) 正本1部、副本6部

(2)提出期限

令和6年5月2日(木) 17時まで 必着

(3)提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合の郵便事故等については、市は、その責めを負わないもの とします。また、提案書を受付後の差替え、追加及び修正は、原則、認めない ものとします。

(4)照明デザイン提案書

仕様書を踏まえ、イラストや参考写真を用いるなど、ビジュアル的に見やす く、分かりやすいものとするほか、以下の項目について記載すること。提案内 容は、実現を約束したものとみなします。

- ア 表紙 照明デザイン提案書(様式第5号)
- イ 提案金額 本要項中の「3. (2) 工事費提案限度額」に示す限度額以下 とすること。
- ウ デザインのコンセプト
- エ 通常日の演出及び特別な日に実施するフルカラーによる演出の提案
- オ 省エネルギーに関する提案
- カ 維持管理のコスト低減に関する提案
- キ 操作方法に関する提案
- ク その他提案事項(独自提案など、特にアピールしたい事項等)
- ケ 業務体制表 (様式第6号)
- コ 経歴・実務経験等調書(様式第7号)
- サ 参考見積書(様式第8号)
- シ ライトアップの業務実績(概要、成果等)

本業務における金額は、本要項中の「3. (1)業務委託費限度額」に示す限度額以下とすること。

用紙の大きさは、A4版(縦)又はA3版(横)とし、左端をホッチキス綴じ(A3版は折込み)とすること。

提案内容については、別紙 歴史的建造物等ライトアップ用照明設備デザイン設計委託業務評価基準(以下「評価基準」という。)「1 評価の対象となる事項 ②照明デザインの内容」を参照し、各項目に即した提案内容を具体的に記載してください。

- (5)提出先 下関市都市整備部都市計画課景観係
- (6)留意事項

ア 1者1提案とします。

- イ 照明デザイン提案書はA3版(横)とし、目次及びページ番号を付し、 正本の表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載すること。<u>副</u> 本の表紙には、提出月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。
- ウ 照明デザイン提案書は、正本の表紙を除き、提案者の商号又は名称、代 表者氏名及びロゴを記載しないこと。
- エ 文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は、自由とします。
- オ 表記内容は、専門知識を有しない者でも理解しやすいものとすること。

9. 審查方法

(1)評価基準

評価基準のとおり

- (2)候補者の選定方法
 - ア 市が設置した歴史的建造物等ライトアップ用照明設備デザイン設計委託業務プロポーザル審査委員会が照明デザイン提案内容を書面審査にて行い、評価基準に基づき、審査委員各委員1人当たり100点満点によって評価し、審査委員ごとに点数が最も高いものを1位とし、企画提案者の順位を決定します。順位ごとに下表の得点を割り振り、各審査委員が順位ごとに割り振った得点(以下「順位得点」という。)の合計が最も高いものを候補者として選定します。

なお、順位得点の合計が最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価基準の総合点を合計し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定します。この場合において、総評価点が最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価基準「提案内容」の小計を合計し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位得点	5	3	1	0

- イ 失格者を除き、順位得点の合計が最も高い者を候補者とし、随意契約の交 渉を行います。 ただし、その者と合意に至らない場合は、順位得点の合計 が次に高い者と交渉を行います。
- ウ 上記にかかわらず、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点5 割(50点)未満と評価した場合、その企画提案者は候補者として選定しません。

10. 選定結果について

選定結果は、プロポーザル参加者全員に電子メールにて通知します。

11. 契約締結に向けての協議

- (1)提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2)業務の全部を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3)業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

12. 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例(平成17年条例第16号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は 非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定 に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとしま す。

13. その他

- (1)提出書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しません。
 - イ 提出後の訂正、差替えは、市から指示があった場合を除き、認めません。
 - ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では 使用しません。
 - エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。
 - オ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する 休日を除き、午前9時から午後5時までの間に受け付けます。
- (2)本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3)参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合(参加資格審査の結果通知後に辞退する場合も含む。)は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (4)次の事項のいずれかに該当するプロポーザル参加者は失格とします。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 募集要項に示した提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項 等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 提案限度額を超過した場合
- (5)プロポーザル参加申込者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施します。この場合において、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点5割 (50点)未満と評価した場合、その企画提案者は候補者として選定しません。
- (6)提案書の著作権は、当該照明デザイン提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。
- (7)プロポーザル参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明 を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

14. 提出・問合わせ先(事務局)

下関市都市整備部都市計画課景観係 担当 松坂・桝本・山内 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

電話 083-231-1225 ファクシミリ 083-231-4799

電子メール E-mail: keikan@city. shimonoseki. yamaguchi. jp

※開庁時間は十日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

15. 施行期間

本要項は、令和6年4月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その 効力を失う。